

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

- 令和元年度工事監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成25年度、29年度、30年度包括外部監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・ 21

監 査 公 表

静岡市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年2月28日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	丹 沢 卓 久
同	池 邨 善 満

記

1 監査の種類

工事監査

2 監査の対象

令和元年6月30日までに契約し施工中の建設工事のうち、監査委員が指定した5件の工事を対象とした。

なお、対象とした工事の名称、概要等については、各工事の監査結果と併せて記載した。

3 監査の着眼点

対象工事に係る計画、設計、積算、施工等が正確性、合規性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

工事関係書類及び工事現場における施工状況について、書類の調査及び関係人からの説明徴取を行うとともに、現場調査を行った。

なお、実施に当たっては、特定非営利活動法人建設技術監査センターとの工事技術調査業務委託契約に基づき、同センターに所属する 4 名の技術士¹による調査結果の報告を参照した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 予備調査

令和元年10月28日（月） 静岡市役所静岡庁舎本館 3 階 第 1 委員会室

(2) 書類調査

令和元年10月29日（火） 静岡市役所静岡庁舎本館 3 階 第 1 委員会室

(3) 現場調査

令和元年10月30日（水） 各工事現場

(4) 技術士による講評

令和元年10月30日（水） 静岡市役所静岡庁舎本館 3 階 第 1 委員会室

6 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、1 件の指導事項があった。

なお、各工事の結果については、後述のとおりである。

- (注)
- 1 指摘事項とは、正確性、合規性、安全性、経済性、効率性及び有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの
 - 2 指導事項とは、上記指摘事項以外で、軽微な誤りと認められる事項
 - 3 各工事の結果に記載した書類調査及び現場調査の所見とは、技術士からの工事技術調査結果の報告を要約して記載したもの

¹ 技術士…技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）で規定する国家資格取得者で、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者

土木工事

(1) 平成30年度 清県道債第2号

(主) 清水富士宮線(大久保山)道路築造工事

ア 工事担当課 建設局道路部清水道路整備課

イ 工事の概要

工事場所	静岡市清水区庵原町地内		
工事概要	工事延長 383.8m 掘削工(切土) 276,300m ³ 法枠工 7,844m ² 排水構造物工(U型側溝) 1,174m 切土補強土壁工 901m ²		
契約金額	1,259,280,000円 (変更後金額 1,237,039,560円)	契約方法	総合評価一般競争入札 (技術提案型)
工事期間	平成30年7月11日～令和2年11月30日		
進捗率	52.8% (令和元年9月末現在)	受注者	鈴与・イハラ・高橋特定 建設工事共同企業体

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

本工事は、主要地方道清水富士宮線バイパスを整備するもので、当該路線を中部横断自動車道と清水港を結ぶ広域ネットワークを構築する重要な路線として位置付け、国道1号静岡バイパス庵原交差点から清水いはらインターチェンジまでの全延長約3.8kmの整備を行うもののうち、平地部と橋梁部を結ぶ大久保山の一部を切土する道路築造工事である。

(イ) 設計

本工事におけるICT土工の活用は、国が推奨している「i-Construction」²に取り組むもので、建設業の生産性向上及び工期短縮を図るため、前向きにトライしたと評価できる。

² i-Construction…建設工事における測量から設計、施工、検査といった一連の工程においてICTを全面的に活用することにより、建設現場における生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取組のこと。国土交通省が導入を表明した。

設計上の問題点は、大切土による大量（45万 m^3 ）の残土処理の発生であったが、この点については、県清水港管理局が実施する「清水港新興津地区緑地・小型船だまり背後用地等造成事業」に有効活用が可能となり、経済的にも運搬距離8kmと比較的に近く有利であると判断した。県主体事業との連携の好事例である。

切土のり面は安定勾配を採用、将来の強風化、浸食については、補強土植生法砕工を施し、表層崩壊の予防対処とのり面緑化により周辺環境に配慮している。最近の連続降雨に対して適切である。

設計変更は3回行われており、現地の事情、土壌の調査分析確認など、適切である。

環境への配慮については、発生土の有効利用、高炉スラグを利用した二次製品の利用、のり面緑化及び産業廃棄物の分別処理などに配慮している。

(ウ) 積算

修正設計業務の設計照査、設計書作成時の積算について、工事担当係及び他の係によるダブルチェックを行い最終設計書としている。

土砂掘削については、ICT土工活用の積算を、国・県の積算基準に基づき行っている。

施工条件明示については、8項目の特記仕様書が羅列添付されていたが、これらの内容は、工事規模が大きく工種条件が多岐に及んでいるためと思われるが、コピーであったり、ページがなかったり、1ページに2項目記載など体裁が整っていないように見受けられた。条件明示は、全体が分かり易くなるよう一覧表を作成して、項目、特記仕様書名及び概要、重要性などを記載し、共通仕様書からの一連の体裁を整えられることが望ましい。

(エ) 施工

施工計画書は適切に作成している。また、記載項目・施工手順等の内容も適切である。

9月末の進捗率は、予定の42.1%に対し52.8%であり、約10%上回っている。

ICT土工活用の段階検査は、土層線確認や中間出来形管理において行うとの回答を得た。また、「ヒートマップ」³画面で各段階施工確認がトレースできるとのことであり、小段施工完成時や断面の変化点においても、のり長や幅員などの逐次確認が可能である。

³ ヒートマップ…設計値と三次元施工点群データの差を可視化したもので、設計値に比べて施工された盛土や切土の高さがどれだけ違うか、色で識別できるマップ

安全、衛生に関する関係者協議について、特定建設業共同企業体として「安全・衛生協議会規則」を作成し、毎月1回の会議や協議内容を定め運用している。コミュニケーションを図っていると判断できる。

エ 現場調査の所見

(ア) 土工工事の段階検査及び出来形管理について

のり面整形後の任意の測点において、3次元データによる点群設計値と比較を行い許容範囲内にあることを確認している。本調査では現地において3点の出来形を測定、いずれも許容範囲に入っていることが確認できた。

(イ) 出来栄確認について

小段が完成しており、小段の出来栄は、丁張⁴がなく、通りが良く完成していることが確認できた。施工状況は良好である。



(ウ) 環境管理について

粉塵飛散対策として、施工ヤードやダンプ運搬路において散水車2台を配備し、常時散水を実施している。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

⁴ 丁張…盛土や切土を施工する際に、位置や高さの基準となる仮設工作物（測点間隔ごとに木杭とそれに水平又は斜めに打ち付けられた板で構成）を設置すること。

建築工事

(1) 平成30年度 市工第5号

呉服町通線（紺屋町地区）地下道出入口上屋改修工事

ア 工事担当課 都市局都市計画部市街地整備課

イ 工事の概要

工事場所	静岡市葵区紺屋町地内		
工事概要	棟 数 3棟 (①K6、②K5、③K4) 築造面積 58.2㎡ (①19.4㎡、②19.4㎡、③19.4㎡) 構 造 鉄骨造 施工内容 屋根・外装：合わせ強化ガラス 柱・梁：鉄骨現し、耐候性塗料 (DP) 塗り その他：地下道出入口内装改修、電灯改修		
契約金額	113,378,400円 (変更後金額 116,308,440円)	契約方法	総合評価一般競争入札 (施工能力Ⅱ型)
工事期間	令和元年5月7日 ～ 令和2年2月25日		
進捗率	43.0% (令和元年9月末現在)	受注者	駿河工業株式会社

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

静岡駅周辺の中心市街地である市道呉服町通線（紺屋町地区）において、歩行者の安全と回遊性向上を図るため、既存空間を活かした、一体感・統一感のある道路空間とすることを目的に、道路の再整備を行っている。道路整備では、新たに広場空間を十分確保することにより、イベントエリアとしての利用幅拡大が期待される場所である。

本工事は、別途発注の道路整備と併せて市道呉服町通線（紺屋町地区）の地下道出入口の上屋をガラス張りにすることで開放感を与え、歩いて楽しめる都市空間、魅力や親しみのある「まちの顔」として、より一層の人のにぎわいを呼び込むことを目的とするものである。

(イ) 設計

コスト低減について、夜間工事を少なくすることにより労務費等の低減を図っていた。また、維持管理の面で照明にLEDを採用しランニングコストの低減に配慮していた。

第2回目の設計変更として、既設建造物の解体は当初ブレーカーによる破砕であったが、周辺状況を考慮して低騒音・低振動型のウォールソーイング工法⁵や連続コア抜き工法⁶を採用した。その際、多くの破砕工法をいろいろな面から検討し決定していた。

特記仕様書及び図面類について、全般的には適切に作成されていたが、以下の点については、改善すべきといえる。

a 現場代理人、監理技術者の記述

特記仕様書の工事管理の記述で、現場代理人や監理技術者の配置根拠について解釈が不明瞭な部分があった。前者については“静岡市建設工事請負契約約款”で配置した場合は通知が、後者については“建設業法”で配置がそれぞれ義務付けられている。

現在、電子入札が行われているため、多くの人が設計図書を閲覧可能である。本件は、建設業法の重要な事項なので、当該欄の記述について改善すべきといえる。

b 図面の作成者

作成者欄に請負業者名がある図面が混在していた。説明によると、K5出入口の施工において図面と現場との相違があり、請負業者からの変更図面をそのまま準用してしまったとのことであった。

本来、このような事態に際して発注者、設計者、施工者との三者会議で変更を協議し、設計者の責任の基に変更図面を作成すべきである。

(ウ) 積算

工事数量の算出については、設計業者に図面・設計書の項目や数量の照合を求め、担当者が数量、単価、乗率や合価をチェックした。

次いで検算者が実施し合計2名がチェックしていた。

(エ) 施工

総合施工計画書及び工程別施工計画書は、全体的には、適切に作成されており、修

⁵ ウォールソーイング工法…壁などの建造物を解体する際、切断する面に沿ってレールとモーター等を装着し、モーター等によりダイヤモンドブレードを高速回転させながらレール上を移動させることで壁等を切断する工法

⁶ 連続コア抜き工法…壁などの建造物を解体する際、円筒形のダイヤモンドカッターを高速回転させることにより削孔し、その削孔を連続的に行うことにより建造物を解体する工法

正の指示の後で発注者が確認していた。使用材料の品質・規格は、設計図書以外に施工計画書、施工図等で材料承認を行っていた。

試験及び検査については、総合施工計画書に記載の試験・検査予定に基づいて実施しており、チェックリスト表で評価していることを確認した。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理について

1ヶ月に1回、関係企業、発注者及び施工業者で定例会議を実施、工程管理についても協議している。

進捗状況について、9月末の進捗率は43%で、降雨等の影響で予定より3%遅れていたが挽回可能とのことであった。

(イ) 施工状況について

調査日、K4出入口及びK6出入口の現場は、既存屋根や内装部分等が撤去され、屋根をふき替えている最中であった。K5出入口は、ほぼ完了し供用中であった。

また、鉄骨、屋根・側壁及びRC壁は、設計図書どおり設置されていた。

供用中のK5出入口を見ると意匠的には、まちなかの魅力を感じさせる現代的なモールの風景になっていた。

(ウ) 安全管理について

建設業法に規定されている施工体制台帳などの書類、労働基準監督署へ提出する書類、安全衛生協議会関連の書類などを確認した。

施工体制図など外部に示されるものも掲示されていた。

監理技術者の巡回については、実施しているとの説明を受けたが、巡回記録が無かった。安全に関するチェック表や指示事項と是正状況のコメント欄を記載した巡回報告を作成する必要がある。

(エ) 出入口の車両侵入防止について

現在、供用中のK5出入口を見ると、車両の進行方向が出入口に向いていたが、本工事と関連の舗装工事において、当初設計段階から車止めを設置するよう計画されていた。

一方、既設のK7出入口にはコンクリート製の侵入防護壁があった。

(オ) 建設業の担い手確保・育成について

本工事では、“建設業の担い手確保・育成を目的とした事業の特記仕様書”完全週休2日制などの項目に適用の○印が付いていた。週休2日制の実際の扱いについては、

施工者の努力目標とのことで積算や工期は考慮していなかったが、施工現場は市街地エリアであることから、イベントや催事、その他交通規制等の制約により、当該制度の適用は非常に困難とのことだった。このため、これらの年間スケジュールを精査した上で、適切な工期を考慮している。

一方、国土交通省の30年度の直轄工事において、この施策を実現可能とするため、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率について現行の積算基準に対して4週6～8休に応じて補正の乗率を掛けている。また、工事期間にも配慮している。

これについては、技能工の収入、工事のコストアップや工事期間にも関係するので、施工業者にとって難しい面もある。



今後の建設業の担い手確保・育成を考慮すれば、施工者の努力目標ではなく、完全実施を図るべきである。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項及び指導事項はなかった。

設備工事

(1) 平成30年度 水道施整改第17号 清水谷津浄水場電気設備更新工事

ア 工事担当課 上下水道局水道部水道施設課

イ 工事の概要

工事場所	静岡市清水区八木間町地内		
工事概要	電気設備の更新 (1) 受変電設備 引込盤 1面 受電盤 1面 主変圧器1次盤 2面 主変圧器2次盤 2面 進相コンデンサ盤 1面 動力変圧器盤 1面 ほか (2) 運転操作設備 送水ポンプ盤 4面 ほか (高圧コンビネーションスタータ 送水ポンプ定格電圧 3,300V 定格出力355kW 2次抵抗始動方式)		
契約金額	307,800,000円	契約方法	総合評価一般競争入札 (施工能力I型)
工事期間	平成30年12月7日～令和2年3月16日		
進捗率	58.9% (令和元年9月末現在)	受注者	東芝インフラシステムズ 株式会社 静岡支店

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

本工事は、昭和41年度に設置された清水谷津浄水場の電気設備が、改修を繰り返してきたものの供用開始後53年が経過しており、法定耐用年数の20年を大きく超えていることから更新を行うものである。

電気設備の更新時期は機器や環境により様々であるが、通常15年を過ぎたらより一段の注意が必要とされている。特に、電力会社の配電線に直結しているPAS⁷は、老

⁷ PAS…電力会社との責任分界点に設置される架空引込方式の開閉器。電気系統の事故が発生した際に波及事故を防止する保護装置を装備し電柱の上部に取付けられる。

朽化が進むと電力会社への波及事故に至る可能性が高い。今回更新する電気設備は、既に機器の耐用年数を大きく超えており劣化が進展しているため、更新は妥当なものと判断する。

事業の計画、手続、工事の決定、発注時期及び工期設定、環境の調査、関連法令の手続等は、適正に実施されていた。

浄水場内での工事のため、地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整は行っていなかったが、建設中の建設機械騒音について苦情があったことから、今後は地元住民への事前説明の必要性について考慮されたい。

(イ) 設計

事業計画や法令に適合した設計、設計基準、資料等の整備状況及びその運用、設計図書・計算書の適確な作成、環境保全・資源の有効利用の考慮及び維持管理の容易さ等は、適正に実施されていた。

今回の電気設備更新に伴う契約電力は、負荷設備の増加がないので適切であると考え、浄水場内の電力使用状況や最大需要電力の電力消費が調査、分析されていなかった。特に、電力のピークカット⁸を図ることにより最大需要電力を低減すると、電気料金の削減と省電力効果が期待できる。

機器の構造を示す保護等級は、仕様書を探さないと明らかでなかった。機器の保護構造は、防水、防塵等の保護を明らかにするため屋外、屋内の設置や周囲環境を考慮し仕様書、図面に明記すべきと考える。

電気設備工事の配線は、電気設備、発電設備、遠方監視制御、接地工事、建屋に区分され、工事は工事業者が設備に関連して分担して工事する。各設備工事の機器間の配線工事の所掌区分等は、今後の設計時においては、特記仕様書及び図面等に明確に配線所掌を含め記載をする必要がある。

(ウ) 積算

積算基準、資料等の整備状況及びその運用、歩掛り・単価、金額と算出根拠及び諸経費算出等は、適正に実施されていた。

工事数量の算出及び工事費の積算については、担当者が作成した設計書を設計者、検算者、調査者、清水水道施設担当課長の4名でチェックしてから発注していた。

(エ) 施工

⁸ ピークカット…電力の利用を調整して電力需要のピーク（頂点）を低く抑えるように電力消費を制御すること。

試験及び検査が計画どおりに実施されていることのチェックとして、工程表に基づき、立会願、立会報告書、立会検査要領（工場検査）等で実施していた。試験及び検査の実施要領書の作成、結果照合のためのチェックリストの確認を行った。

施工計画書に施工要領、承諾図、工事工程月報、週間工程表が記載されており、設計図書、仕様書、工期等と整合した必要な記載がなされていることの確認を行った。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理について

工程管理は、施工計画書にある基本スケジュールをもとに施工されており、9月末進捗率は、ほぼ工程表どおり推移していた。

(イ) 施工状況について

設備の設置確認、動力変圧器盤・運転操作盤等の使用前自主検査等の実施、建設業許可証・施工体系図のセンター入り口への掲示、現場書類の確認を行った。



(ウ) 安全管理について

安全管理組織表、緊急事態の連絡表が、現場事務所に掲示されていることを確認した。

(エ) 維持管理について

維持管理については、問題なく実施されており、今回工事により多少、負担が軽減される。将来の維持管理の容易さ等については、場内に点在していた電気設備を一か所に集約したことで保守点検が容易となる。また、盤内照明及び盤面表示灯にLEDを採用したことで維持管理費の削減となる。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項はなかったが、1件の指導事項があった。

(2) 平成30年度 水道施整改第18号

清水谷津浄水場非常用自家発電設備更新工事

ア 工事担当課 上下水道局水道部水道施設課

イ 工事の概要

工事場所	静岡市清水区八木間町地内		
工事概要	非常用自家発電設備の更新 ガスタービン発電装置 1組 (電圧三相6,600V 定格出力2,000kVA) 発電機盤 1面 自動始動盤 1面 給換気装置 一式 排気消音器 一式 重油タンク 2台 燃料小出槽 1台 燃料移送ポンプ 2台		
契約金額	246,240,000円	契約方法	総合評価一般競争入札 (施工能力I型)
工事期間	平成30年12月7日～令和2年3月16日		
進捗率	80.5% (令和元年9月末現在)	受注者	株式会社第一テクノ 静岡営業所

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

本工事は、昭和51年度に設置された清水谷津浄水場の非常用自家発電設備が、供用開始後43年が経過しており、法定耐用年数の15年を大きく超えていることから更新を行うものである。また、既設ディーゼル発電機をガスタービン発電機に変えることにより、排ガス削減やイニシャルコストを削減した設備更新となっており、妥当なものと評価する。

事業の計画、手続、工事の決定、発注時期及び工期設定、環境の調査、関連法令の手続等は、適正に実施されていた。

浄水場内での工事のため、地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整は行っていなかったが、建設中の建設機械騒音について苦情があったことから、今後は

地元住民への事前説明の必要性について考慮されたい。

(イ) 設計

事業目的や法令に適合した設計、設計基準、資料等の整備状況及びその運用、設計図書や計算書の適確な作成、環境保全、資源の有効利用の考慮並びに維持管理の容易さ等は、適正に実施されていた。

機器の構造を示す保護等級は、仕様書を探さないと明らかでなかった。機器の保護構造は、防水、防塵等の保護を明らかにするため屋外、屋内の設置や周囲環境を考慮し仕様書、図面に明記すべきと考える。

電気設備工事の配線は、電気設備、発電設備、遠方監視制御、接地工事、建屋に区分され、工事は工事業者が設備に関連して分担して工事する。各設備工事の機器間の配線工事の所掌区分等は、今後の設計時においては、特記仕様書及び図面等に明確に配線所掌を含め記載をする必要がある。

(ウ) 積算

積算基準、資料等の整備状況及びその運用、歩掛り・単価、金額と算出根拠及び諸経費算出等は、適正に実施されていた。

工事数量の算出及び工事費の積算については、担当者が作成した設計書を、設計者、検算者、調査者、清水水道施設担当課長の4名でチェックしてから発注していた。

(エ) 施工

試験及び検査が計画どおりに実施されていることのチェックとして、工程表に基づき、立会願、立会報告書、立会検査要領（工場検査）等で実施していた。試験及び検査の実施要領書の作成、結果照合のためのチェックリストの確認を行った。

施工計画書の施工要領、承諾図、工事工程月報、週間工程表が記載されており、設計図書、仕様書、工期等と整合した必要な記載がなされていることの確認を行った。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理について

工程管理は、施工計画書にある基本スケジュールをもとに施工されており、9月末の進捗率は、ほぼ工程表どおり推移していた。

(イ) 施工状況について

設備の設置確認、建設業許可証・施工体系図のセンター入り口への掲示、現場書類の確認を行った。

(ウ) 安全管理について

安全管理組織表、緊急事態の連絡表が、現場事務所に掲示されていることを確認した。

(エ) 維持管理について

維持管理については、問題なく実施されている。将来の維持管理の容易さ等については、場内に点在していた電気設備を一か所に集約したことで保守点検が容易となる。また、盤内照明及び盤面表示灯にLEDを採用したことで維持管理費の削減となる。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項はなかったが、1件の指導事項があった。

(3) 平成30年度 水道施整改第19号

清水谷津浄水場中央、遠方監視制御設備改良工事

ア 工事担当課 上下水道局水道部水道施設課

イ 工事の概要

工事場所	静岡市清水区八木間町外4地内		
工事概要	中央監視制御設備及び遠方監視制御設備の改良 リモートI/O盤 1面 受変電・ポンプコントローラ機能増設外 一式 遠方監視制御装置機能増設外 一式		
契約金額	65,880,000円	契約方法	総合評価一般競争入札 (施工能力I型)
工事期間	平成31年2月22日～令和2年3月16日		
進捗率	35.5% (令和元年9月末現在)	受注者	メタウォーター株式会社 静岡営業所

ウ 書類調査の所見

(ア) 計画

本工事は、清水谷津浄水場において、電気設備及び非常用自家発電設備の更新に伴い、中央、遠方監視制御設備の改良を併せて行うものである。

事業の計画、手続、工事の決定、発注時期及び工期設定、環境の調査、関連法令の手続等は、適正に実施されていた。

浄水場内での工事のため、地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整は行っていなかったが、建設中の建設機械騒音について苦情があったことから、今後は

地元住民への事前説明の必要性について考慮されたい。

(イ) 設計

事業目的や法令に適合した設計、設計基準、資料等の整備状況及びその運用、設計図書・計算書の適確な作成、環境保全・資源の有効利用の考慮及び維持管理の容易さ等は、適正に実施されていた。

機器の構造を示す保護等級は、仕様書を探さないと明らかでなかった。機器の保護構造は、防水、防塵等の保護を明らかにするため屋外、屋内の設置や周囲環境を考慮し仕様書、図面に明記すべきと考える。

電気設備工事の配線は、電気設備、発電設備、遠方監視制御、接地工事、建屋に区分され、工事は工事業者が設備に関連して分担して工事する。各設備工事の機器間の配線工事の所掌区分等は、今後の設計時においては、特記仕様書及び図面等に明確に配線所掌を含め記載をする必要がある。

(ウ) 積算

積算基準、資料等の整備状況及びその運用、歩掛り・単価、金額と算出根拠及び諸経費算出等は、適正に実施されていた。

工事数量の算出及び工事費の積算については、担当者が作成した設計書は、設計者、検算者、調査者、清水水道施設担当課長の4名でチェックしてから発注していた。

(エ) 施工

試験及び検査が計画どおりに実施されていることのチェックとして、工程表に基づき、立会願、立会報告書、立会検査要領（工場検査）等で実施していた。試験及び検査の実施要領書の作成、結果照合のためのチェックリストの確認を行った。

施工計画書の施工要領、承諾図、工事工程月報、週間工程表が記載されており、設計図書、仕様書、工期等と整合した必要な記載がなされていることの確認を行った。

エ 現場調査の所見

(ア) 工程管理について

工程管理は、施工計画書にある基本スケジュールをもとに施工されており、9月末の進捗率は、ほぼ工程表どおり推移していた。

(イ) 施工状況について

設備の設置確認、建設業許可証・施工体系図のセンター入り口への掲示、現場書類の確認を行った。

(ウ) 安全管理について

安全管理組織表、緊急事態の連絡表が、現場事務所に掲示されていることを確認した。

オ 指摘事項等

監査した結果、指摘事項はなかったが、1件の指導事項があった。

総括意見

令和元年度工事監査の結果は、軽微な誤りはあったものの指摘事項はなく、おおむね良好な結果であったといえる。

今回技術調査を担当した技術士からは、ICT土工活用の新しい仕組みに前向きに取り組んだ点、ステークホルダー⁹との粘り強い折衝により計画を具体化させた点、バリアフリー対策を真摯に実践していた点などが良い事例として挙げられた。

特に、今回対象となった土木工事におけるICT土工の活用は、本市にとって初めての事例であり、更なる検討、検証が必要と思われるが、生産性の向上による企業の経営改善や賃金水準の向上、安全性の向上などが見込めるものであり、今回の工事で得た知見が他の工事にも活用されることを望むものである。

建設業の担い手確保・育成における週休2日制については、8ページに建築工事担当技術士の所見が示されている。これは全国共通の課題であり、静岡県では令和2年度から県発注工事の入札条件に週休2日制を盛り込む方針を固めたとの新聞報道もあったが、本市では現在試行段階とのことである。施工現場の特徴やコスト、工期、日給で働いている労働者への対応など難しい問題はあるが、市としても課題意識を持って、建設業の担い手確保に向けた取組をさらに前進させるよう望むものである。

施設の長寿命化や電気料金の削減などについて、設備工事担当技術士からの提言を19ページから掲載した。これらについては熟読の上、今後の工事の際に考慮されたい。

最後に、担当技術士の意見の概要を次のとおり付記するので、今後の参考とされたい。

(1) 土木工事担当技術士

土木工事の技術調査結果は、計画・設計・積算・契約・施工監理・施工・環境管理の各項目において適切、適正、的確、有効に事業を遂行していると評価する。

書類調査では、市各関係部署の連携において、ICT土工活用の新しい仕組みに前向き

⁹ ステークホルダー…組織が行う活動によって直接的又は間接的な影響を受ける利害関係者

に取り組み、比較的新しい建設業のイメージアップ推進事業や、総合評価一般競争入札方式のマニュアル及び環境などへの取り組みにおいても積極的な意気込みが見受けられた。特に、ICT土工活用による地域のトップランナーを育て、施工実践できていることは、地域の優良・健全企業を育てようとする熱意の表れで、結果的に良好なインフラ整備につながることを確信する。

現場施工に関しては、請負業者から提出された各種書類・記録は、発注者との「協議書」、工程管理「月報」及び安全・衛生「新規入場者教育記録」などに関する各プロセスが実際に記載され、内容が良好であった。したがって、工事が適切に管理され、安全性、効率性、有効性を確実にしていると判断する。

今後は、本工事を安全かつ確実に完成され、類似工事に関してもICT活用の水平展開を進められて地域の活性化につながることを切に望む。

(2) 建築工事担当技術士

建築工事の技術調査の結果・計画・設計・積算・契約・施工の各項目において書類及び現場ともに総体的には適正に事業を遂行していると評価した。

ここでは、推奨に値する事項について意見を述べる。

ア グランドデザインの策定

本工事は、単なるにぎわいの街の復活でなく、静岡都心活性化計画都市再生整備計画というグランドデザインの一環として「高質空間形成施設」と位置づけられている。本計画には、駿府城跡や堀などの歴史・文化施設及びにぎわい空間なども兼ね備えた地区の活性化といえる。

本計画は、静岡駅を中心とした240haの広大な面積を有するもので、地区全体の街なかの魅力を向上する都市の広範な計画といえ、このような計画が具体化したことは推奨に値するといえる。

イ ステークホルダーとの折衝

事業の計画は、平成18年度から始まったが、その過程においては、地元商店街、住民、通行人や警察署などの利害が相反する各ステークホルダーとの交渉は、困難だったと思われる。市職員の粘り強い折衝により、本計画が具体化したことは推奨に値するといえる。

ウ バリアフリー対策

国土交通省は、公共交通、歩行空間を含む道路、公園や建築物等の移動に関して、円滑化基準を定めている。今回、地下道出入口階段に貼るラベルについて、いろいろなタ

イプで視覚障がい者による実証実験を行い、一番視認し易いものを選定していた。今後、高齢者が増加する状況を鑑みると、このようにバリアフリー対策を真摯に実践することは、推奨に値するといえる。

エ 建築工事（建築・電気・機械）における事務取扱要領

本要領は、平成 30 年 4 月に策定されたが、設計及び積算の考え方がよく整理されており、本業務に慣れない職員でもこれを参考に適切に業務を実施出来ると思われる。ただし、安全衛生に関する法令等が改正されることも多いので、それらに準拠するよう丁寧に扱われることを望む。

(3) 設備工事担当技術士

清水谷津浄水場の電気設備更新工事、非常用自家発電設備更新工事、中央、遠方監視制御設備改良工事の 3 件に関して、事前調査、書類調査、現場調査を実施した。

当該調査の総括としては、書類調査、現場調査共に良好であると評価する。

ア 推奨事項

(ア) 危機管理計画の充実

基幹浄水場の重要設備と位置づけ、今後想定されている巨大地震、津波、河川氾濫を想定した検討がされ、それらに対する危機管理を考慮した計画・設計・施工となっている。維持管理、次期更新工事においてもこの姿勢で社会資本の充実を図っていただきたい。

(イ) 現場の整理整頓

安全の基本は現場の整理整頓である。具体的には、現場で不要となったものは速やかに整理し、必要な資機材は、次期使用に使い易いように整頓し、所有者、管理者を明示することである。また、稼働中の浄水場については、第三者の入場もあり、注意が行き届いていることが確認でき、今後も他の工事の見本となっていっていただきたい。

イ 提言事項

(ア) 長寿命化計画

ライフサイクルコストを考慮したイニシャルコスト、ランニングコストを検討し、設計から維持管理までの計画を充実させ、施設の長寿命化を図っていただきたい。

長寿命化計画の目的は、従来のように故障や事故が発生したら取り替える「事後保全」から、「予防保全」の手法を併用して、機器の状況を修繕履歴や点検結果で常に把握し、その評価を客観的な指標（健全度）で数値化することにより優先度を定め、ライフサイクルコストを比較しつつ修繕や更新時期を計画的に定めるものである。

この計画策定による効果としては、「予防保全」により事故の未然防止、維持管理費の縮減、修繕や更新時期を予測し、予算の平準化を図るものである。

今後は、電気設備の点検、劣化診断、修理等の予防保全を中心とした維持管理を積極的に進めていただきたい。

なお、設備更新には劣化診断が重要であり、『「電気通信施設劣化診断要領」国土交通省電気通信室』を参考に劣化診断を定期的に推進されることを要望する。

(イ) 電気料金の削減と省電力効果

浄水場内の電力使用状況や最大需要電力の電力消費の調査、分析を実施し、電力のピークカットを図り、電気料金の削減と省電力効果を検討いただきたい。

(ウ) 工程管理・試験・検査体制

施工管理とは、計画の立案と了解確認に基づく実施が基本である。工程管理においては、施工計画に合わせ作成される基本工程表（マスター工程表）として作成され、主要工種の工程、その数量、試験・検査項目も含み作成される。3件の当該工事においては、この基本工程と実施工程の進捗管理が曖昧であり、出来形管理は基本的に確認できなかった。工程は出来高により進捗管理をしている。

試験・検査管理は週間工程上で管理している。

今後の課題として、工程管理は、基本工程表に対しての出来形を基本とした工程管理とし、代用特性を使う出来高管理はその確認とする工程管理を提言する。なお、試験・検査計画は基本工程の項目に記載し、発注者とその時点で内容確認了解を得る。その計画に合わせ月間、週間工程会議で確認実施することにより、過不足のない管理が可能であると考えらる。

(エ) 書類整理

契約書、施工計画書等の書類が提出順に合わせて綴ってあるように認識されるため、最新の書類の調査が迅速にできない状態であった。例えば、施工計画、監理技術者の確認等において、変更内容、変更日等が不明瞭に感じた。

また、受注者の作成する資料で施工計画書、機器承認図、施工図が体系的に区分や改正箇所、変更日等が整理されていないため、現状の把握及び最終承認内容を明確にするように、書式の見直し等の改善を受注者に指導されたい。

令和元年度 工事監査指摘事項等件数一覧

(単位：件)

工事の種別及び名称		指摘事項	指導事項	合計
土木工事	平成30年度 清県道債第2号 (主) 清水富士宮線(大久保山) 道路築造工事	0	0	0
建築工事	平成30年度 市工第5号 呉服町通線(紺屋町地区) 地下道出入口上屋 改修工事	0	0	0
設備工事	平成30年度 水道施整改第17号 清水谷津浄水場 電気設備更新工事	0	1	1
	平成30年度 水道施整改第18号 清水谷津浄水場 非常用自家発電設備更新工事			
	平成30年度 水道施整改第19号 清水谷津浄水場 中央、遠方監視制御設備改良工事			
合 計		0	1	1

※設備工事の指導事項の件数については、3工事に共通する内容であるため1件としている。

監査公表

静岡市監査公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和2年2月28日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	丹 沢 卓 久
同	池 邨 善 満

記

I 平成25年度包括外部監査（ごみ処理事業の事務の執行について）

1 最終処分場の整備について〔ごみ減量推進課〕

【指摘事項】

最終処分場の整備については、基本計画において、整備することは明言されているが、具体的なタイムスケジュールはない。

少なくとも、まずは、候補地の選定をいつまでに行うか、地元住民との交渉をいつから始めるかについて、期限を明確にしたタイムスケジュールを策定することが必要と考える。また、住民との交渉が決裂することも想定し、その場合の代替案とタイムスケジュールについても、具体的な行動内容まで掘り下げておくことも必要になると考える。

【措置の状況】

新たな最終処分場を現在の沼上最終処分場の後背地に整備する方針を決定し、その方針を平成31年3月に策定した「静岡市一般廃棄物処理基本計画」に記載しました。

そして、新たな最終処分場の整備については、事業期間を7年として次のようなスケジュールを策定しました。このスケジュールに沿って、令和7年度末までの整備完了を目指します。

- 1 令和元年度に着手する内容
 - (1) 用地測量（令和元年度末まで）
 - (2) 地質測量（令和元年度末まで）
- 2 令和2年度に着手する内容
 - (1) 基本計画・設計（令和2年度末まで）
 - (2) 現況調査（令和2年度末まで）
- 3 令和3年度に着手する内容
 - (1) 環境影響評価（令和3年度末まで）

- (2) 施設実施設計（令和 3 年度末まで）
- (3) 損失補償調査（令和 3 年度末まで）
- (4) 不動産鑑定評価（令和 5 年度半ばまで）
- 4 令和 5 年度に着手する内容
 - 工事（令和 7 年度末まで）

II 平成29年度包括外部監査（産業振興に関する施策に係る事務の執行について）

1 A者の納付計画考慮要因・納付計画の見直し・適切な対応について [中央卸売市場]

【指摘事項28・29・30】

(28) 収入未済額113,791千円を有するA者に関する納付計画には、将来発生する法人税負担を考慮されておらず、これを考慮した場合、納付計画で予定されている平成39年度末までの滞納金が完済することは不可能な状況となることが想定されるため、納付計画については再度検討する必要がある。

(29) 収入未済額113,791千円を有するA者から提出された納付計画の1年目において、すでに大幅に計画を下回る実績値になっている。1年目の予算実績を分析させるなどにより、今後も引き続きA者に対する指導を継続し、計画を見直すことで、実現可能な納付計画に更新する必要がある。

(30) 収入未済額113,791千円を有するA者については、発生当初及びその後の対応等から長期化している。多額の収入未済金については、発生を未然に防ぐなどの債権管理を行う必要がある。

【措置の状況】

A者の納付計画については、既に定められていた納付計画による納付は困難であると判断し、静岡市中央卸売市場業務条例の規定に基づき、令和元年7月に施設使用料を減額する措置を行った上で、将来発生する法人税負担についても考慮した実現可能な納付計画に改めました。

現在のところ、この納付計画に沿って使用料の納付が行われていますが、今後もこの納付計画に沿った納付を継続させるため、A者の経営状況を随時監視するとともに、適切に経営指導を行います。

また、新たに収入未済金が発生するような場合には、早期に対応を行うことにより、対応の長期化及び滞納金の多額化を防ぐよう努めていきます。

2 適切な事業評価の実施について〔中山間地振興課〕

【指摘事項38】

地域おこし協力隊設置事業の成果指標は「隊員の配置人数」であるが、これはあくまで事業目的達成のための手段であり、中山間地域の地域振興及び人口減少対策に資する活動の実施及びその成果を示す指標とは言いがたい。当該事業の成否を適切に評価すべき観点からは、地域おこし協力隊員の具体的な活動、成果に結びつけた成果指標を設定する必要がある。

【措置の状況】

地域おこし協力隊員の具体的な活動は、地区ごとにテーマが異なりその内容及び成果は同様ではありませんが、いずれの活動も、隊員が配置された地区の地域振興等を図るものであり、その成果に応じてその地区に居住する住民の満足度を向上させるものであると考えることから、隊員が配置された地区の全町内会長を対象として行うアンケート調査に基づく「地域おこし協力隊の活動に対する住民の満足度」を成果指標として設定しました。

3 適切な事業評価の実施について〔中山間地振興課〕

【指摘事項39】

林業センター管理運営経費に関する成果指標を事務執行率としているが、林業センターの「林業の振興に寄与すること」という目的に照らして適切ではないため、当該目的に即して設定すべきである。その際には、複数の指標の適用によることも可能であるため、この指標も含めてより適切な評価指標を設定する必要がある。

【措置の状況】

林業センターは、林業に関する会議、研修等を通じて林業者の育成を図り、林業及び山村の振興に寄与することを目的とした施設であり、林業振興の拠点としての機能の発揮が重要となることから、これまで「事務執行率」としていた林業センター管理運営経費の成果指標を、研修室の利用者数、施設訪問者数等に基づく「施設来場者数」に変更しました。

III 平成30年度包括外部監査（観光振興に関する施策に係る事務の執行について）

1 適切な事業評価の実施について〔観光・国際交流課〕

【指摘事項1】

国際化推進事業では、「公式訪問者受入人数（実人数）」を成果指標に設定している。しかし、静岡マラソンへの海外からの参加者数について、平成29年度の実績値には含まれている

一方で、目標値算出の基礎となる平成28年度の実績値には含まれていない。

また、平成29年度より「スポーツを活かした交流」が新たに集計されるようになったとのことだが、「全国少年少女草サッカー大会への参加」など、「スポーツを活かした交流」と考えられるものが平成28年度にも含まれており、集計の基準が不明確であった。

事業評価における平成28年度の実績値については、適切に修正したうえで目標値の設定や過年度比較を実施することが必要である。

【措置の状況】

平成29年度の実績値の調査時に、平成28年度実績には含めなかった静岡マラソンへの海外からの参加者数について他の「スポーツを活かした交流」と同様に含めるようにしましたが、平成28年度の実績値をこの基準に基づいた数値に修正すべきところを修正していませんでした。

そのため、平成30年度事務事業総点検表の期末評価の調査時に、同表の平成28年度の実績値を静岡マラソンへの海外からの参加者数を加えたものに修正することとしました。

今後、新たに集計の対象とする事業があった場合は、当該事業が新規事業であるか否かを必ず確認し、新規事業ではない場合は過去に遡って実績を加算するなど、比較対象数値と目標値を見直すこととしました。

2 適切な事業評価の実施について〔観光・国際交流課〕

【指摘事項2】

国際化推進事業では、「公式訪問者受入人数（実人数）」を成果指標に設定している。しかし、平成28年度の清水桜が丘高校の台北市立士林高級商業職業専門学校への訪問について、実績値の集計に含まれているが、「公式訪問者」には該当せず集計に含めるべきものではなかった。

各課からの回答を取りまとめる際には、人数の大きいものについて内容を確認する、前年度との増減分析を実施するなどにより、集計の適切性を確保することが必要である。

【措置の状況】

平成30年度事務事業総点検表の期末評価の公表時に、同表の平成28年度の実績値を台北市立士林高級商業職業専門学校への訪問者数を減じたものに修正することとしました。

今後、新たに集計の対象とすべきであると思われる事業があった場合は、その事業がその集計の基準に沿ったものであるかどうかを必ず確認することとしました。

3 総宿泊者数の集計誤りについて〔観光・国際交流課〕

【指摘事項 3】

全国大会開催補助金について、総宿泊者数の集計に誤りがあった。結果として、補助金交付の適正額39,000円に対して、実際の交付額は122,000円であり、83,000円が過大な交付となっている。

補助金交付額の算定に当たっては、誤りのないように適切なチェック体制を整えることが必要である。

【措置の状況】

当監査の受監中に補助金の算定誤りを覚知したため、主催者に対してお詫びをするとともに、過大に交付した83,000円について返金を依頼し、平成31年3月20日に主催者から当該金額が返金されたことを確認しました。

再発防止策として、交付事務に係るチェックリストを見直し、補助金額の計算欄に注意事項として「※国際規模の場合、外国人が算定に含まれないこと」を追加したほか、補助金制度を所管する当課と申請者の書類作成をサポートしているのが企画観光局の職員で補助金交付要綱及び事務手続の流れを改めて確認しました。

4 大会開催期間の記載誤りについて〔観光・国際交流課〕

【指摘事項 4】

全国大会開催補助金について、補助金交付申請書及び補助金交付決定の決裁文書の大会開催期間に記載誤りがあった。

補助金交付額の算定を適切に行うために、補助金交付申請書の大会開催日についてはよく確認のうえ決裁することが必要である。

【措置の状況】

申請者が、大会の初日以前に大会期間と連続して準備活動や関係者会議等がある場合はその日を含んだ期間を大会の開催期間とするという当該補助金の交付要綱の内容を正しく理解し、申請書に適切に大会の開催期間を記載することができるよう、窓口において丁寧な説明を徹底するとともに、申請書の記載例の大会の開催期間についての説明を改善することとしました。

また、申請書又は補助金交付決定に係る決裁文書における大会の開催期間の記載が適切なものであることを確認するため、当該補助金の交付の審査に係るチェックリストの備考欄に、大会の開催期間が前泊を含めた期間となっているかを確認することを求める記載を追加す

ることとしました。

5 別の定めに係る決裁漏れについて〔観光・国際交流課〕

【指摘事項5】

全国大会開催補助金において、補助金交付要綱に照らして、補助金交付申請書提出期限を別に定める必要のあるものが6件あったが、当該別の定めが行われていなかった。補助金の交付に当たっては、交付のルールを定めた交付要綱に従い手続を行うことが必要である。

【措置の状況】

申請者に対して補助金交付申請書の提出期限を明示するとともに、本件のようなミス無くするため、補助金交付要綱を改正し、「別に定める」とした規定を改め、申請時期を当該要綱に明記しました。

6 別の定めに係る決裁漏れについて〔観光・国際交流課〕

【指摘事項6】

訪日教育誘致促進事業において、補助金交付要綱に照らして、補助金交付申請書提出期限を別に定める必要のあるものが1件あったが、当該別の定めが行われていなかった。補助金の交付に当たっては、交付のルールを定めた交付要綱に従い手続を行うことが必要である。

【措置の状況】

申請者に対して補助金交付申請書の提出期限を明示するとともに、本件のようなミス無くするため、補助金交付要綱を改正し、「別に定める」とした規定を改め、申請時期を当該要綱に明記しました。

7 適切な事業評価の実施について〔観光・国際交流課〕

【指摘事項8】

活動の結果との因果関係という観点から具体的にわかりやすい成果指標を設定する必要がある。平成29年度の地域連携DMO推進事業負担金においては、5市2町によるブランドコンセプトの合意が重要なテーマであったと考えられることから、これに関連する適切な成果指標を設定することが必要である。

【措置の状況】

当該事業は、地域の観光関連産業の振興と交流人口の拡大を目的に行っており、平成29年度の活動指標であった「ブランドコンセプトの合意」をしたことにより、今後、ブランドコ

ンセプトに基づいた3つの戦略（Learn、Tea、Sea）及びマネジメントを実行し、市内の交流人口を拡大させ、その結果として市内の宿泊客数が増加することを目指すものです。

このような考えから、当該事業の平成31年度事務事業総点検表における成果指標を、「市内宿泊客数」に変更しました。

8 負担金根拠の明確化について〔観光・国際交流課〕

【指摘事項9】

地域連携DMO推進事業負担金について、交付先から提出された事業計画の予算に基づき支出が行われ、また、未執行分に関して返納が行われている現状は「法令又は契約等」の要件を具備しているとは言い難く、負担金額の算定根拠が不明確になるおそれがある。「法令又は契約等」の整備、ルールの明確化などにより、負担金支出の適正性を確保することが必要である。

【措置の状況】

負担金支出の適正性を確保するため、負担金額を明示した協定書を締結し、支払の根拠を明確にしました。

9 各市町間の負担割合決定過程の明確化について〔観光・国際交流課〕

【指摘事項10】

地域連携DMO推進事業負担金の負担割合決定に関して、意思決定の過程を伺うことのできる文書は作成されていない。市の支出金額及び負担割合が少ないとは言えない状況の中で、説明責任という観点からは起案や議事録などにより意思決定過程が分かる文書を残しておく必要がある。

【措置の状況】

今後は、市民への説明責任という観点から、地域連携DMO推進事業負担金の負担割合の決定に関することなどの重要事項について意思決定する際は、各市町と合意に至るまでの経緯を記録した文書などその意思決定の過程が分かるような文書を作成し、当該文書を適切に保管していきます。

10 指定管理者の事業計画書に記載させる目標値について〔観光・国際交流課〕

【指摘事項11】

東海道広重美術館管理運営事業について、市の事業評価上は目標値を前年並みの来場者数

としているのに対し、指定管理者には指定管理選定時に設定された来場者数を事業計画書に記載させている。前年実績から考えると事業計画書上の来場者数の目標値は、かなり厳しい達成目標となっていると考えられる。一方で、市の事業評価における来場者数の設定は直近の情勢を加味し、実現可能な目標値になっていると考えられる。年度評価においても事業計画書上の来場者数に重きをおいていない現状において、実現可能性の低い来場者数の目標値を事業計画書上に記載させることは意味がないといえる。市の事業評価との整合性も考慮した数値で事業計画書を作成させることが必要である。

【措置の状況】

東海道広重美術館の平成31年度の業務仕様書の目標値について、平成28年度から平成30年度までの来場者数の実績、市の事業評価の整合性を考慮し修正しました。また、指定管理者が提出した事業計画書に記載された目標値が、この仕様書を基にした実態に即したものであることを確認しました。

11 業務の執行状況の十分な把握について [観光・国際交流課]

【指摘事項12】

東海道歴史街道まち歩き推進事業の蒲原宿情報発信等業務における業務報告書について、契約書にその報告様式が定められておらず、また、実際の報告内容は、業務仕様書で定められた委託業務が適切に実施されたかを判断するには十分でない。特に、委託業務内容のうち、観光客アンケートの実施結果を市が把握できていない状況は適切でない。

そのため、観光客アンケートの実施結果をはじめとして、業務の実施状況を十分に把握できるような報告様式を契約書に記載するように検討することが必要である。

【措置の状況】

平成31年度からは、実施内容が具体的にわかる写真や観光客向けのアンケートの実施結果を添付することなどを定めた様式を新たに作成し、契約書に定めた上で委託契約を締結しました。

12 負担金根拠の明確化について [観光・国際交流課]

【指摘事項13】

東海道歴史街道観光推進協議会負担金の交付先から提出された事業計画の予算に基づき支出が行われ、また、残額に関して返納が行われている現状は、「法令又は契約等」の要件を具備しているとは言い難く、負担金額の算定根拠が不明確になるおそれがある。「法令又

は契約等」の整備、ルールの明確化などにより、負担金支出の適正性を確保することが必要である。

【措置の状況】

負担金支出の適正性を確保するため、負担金額を明示した規約に変更し支払いの根拠を明確にしました。

13 負担金交付先における適切な事務の執行について [観光・国際交流課]

【指摘事項14】

東海道歴史街道観光推進協議会負担金の交付先において、年度内に事業が完了したと判断した根拠となる差替え前の事業報告書を保管していなかった。市は、負担金の交付先における事業の執行状況を適切に把握し、事後的な検証を十分に行えるようにするためにも、判断根拠となった事業報告書等を適切に保管させることが必要である。

さらに、年度内に事業が完了していなかったと認められる場合には、当該負担金について、平成29年度に繰越を行わせることが必要である。

【措置の状況】

東海道歴史街道観光推進協議会の事務局を観光・国際交流課が担っていますが、当該協議会の事務局を担っている同課の担当者に対し、今後同様の事業を行う場合には、事業の事後的な検証を十分に行うことができるようにするため、仮に事業報告書等の差し替えがあったとしても、差し替え前の事業報告書等を保管しておくよう周知し、その徹底を図りました。

また、平成29年度及び平成30年度に実施された事業について確認したところ、いずれも年度内に事業が完了しており、繰越を行う必要はありませんでした。

14 適切な事業評価の実施について [観光・国際交流課]

【指摘事項15】

東海道歴史街道まち歩き推進事業における成果指標は「歴史や文化を身近に感じることができるまちだと思える市民の割合」であるが、事業の規模に応じ、その内容を適切に評価することができる成果指標を設定する必要がある。また、成果指標の評価についても年度の事業結果が適切に反映されるタイミングで行うことが必要である。

【措置の状況】

当該事業の目的は、観光誘客を促進し、地域経済の活性化を図ることであるため、新たに「東海道おんぱくにおけるプログラム数」と、受入環境の充実という視点で、「シチズンカ

レッジでの養成講座修了者の割合」の2つを成果指標に設定しました。

新たな成果指標を設定したことにより、これまでの事業の実施の途中時点において把握した事実から評価するのではなく、事業の実施の終了時点という事業結果が適切に反映されるタイミングにおける事実から評価することが可能になりました。

15 前金払いの理由の記載漏れについて〔観光・国際交流課〕

【指摘事項16】

興津坐漁荘記念館管理運営事業の事業決裁伺いにおいて、前金払いの理由の記載がされていない。会計室作成の「会計事務の手引」において事業決裁のその他必要な事項に「前金払・概算払のときは、その理由を記載する」とあり、事業決裁にて前金払いの理由を記載し決裁を受けることが必要である。

【措置の状況】

平成31年度分の事業決裁伺いから、「給与賃金を主体とした人件費が大部分を占めているため」と前金払いの理由を記載しました。

今後、担当者が会計事務の手引き等に定められたルールを遵守するとともに、関係職員（決裁ルート職員）全員がチェック機能を果たすよう、再度徹底を図った上、適切な事務事業の執行に努めます。

16 適切な事業評価の実施について〔観光・国際交流課〕

【指摘事項17】

興津坐漁荘記念館管理運営事業における成果指標について、目標値の算定に誤りがあった。過去の実績値を適切に当該年度の目標値に反映させたうえで事業評価を行うことが必要である。

【措置の状況】

平成29年度の興津坐漁荘記念館管理運営事業における目標値の算定方法を確認したところ、当該年度の目標値は、平成26年度から平成28年度までの実績値を用いて目標値を設定すべきところ、実際は、平成25年度から平成27年度までの実績値を用いた目標値を設定していました。

平成31年度の成果指標については、外的要因による来場者数の増減に触れつつ、直近3か年の実績値を用いた目標値を設定しました。

17 適切な事業報告書の入手について〔観光・国際交流課〕

【指摘事項18】

由比街道まつり及び丸子宿場まつりについては、東海道街道まつり補助金の実績報告書に添付される事業報告書としては、現状入手している当日の写真の添付では実態を把握することができない状況である。実際に行っている内容をより具体的に記載させるなどして、翌年度以降の事業実施に役立つ事業報告書の提出を求めることが必要である。

【措置の状況】

各まつりの実態を十分に把握することができるよう、平成31年度の補助金にかかる事業報告書からは、来場者数の明記や各まつりの会場の全体が見渡せる写真を添付するなどの改善を図るよう補助金の交付先である実行委員会に対して指示しました。

18 業務報告書における従事者の記載について〔歴史文化課〕

【指摘事項23】

駿府城跡天守台発掘調査見学施設運営業務において、受託者から提出される業務報告書に、各実施日の従事者名として2名の名前が記載されていた。しかし、実際には休憩時間の交代要員を含めた3名以上の体制で業務を実施していた。

業務報告書は、受託者が委託業務を適切に行ったことを市が確認するとともに当日の業務従事者を明らかにするための書類である。休憩時の交代要員についても従事者名を記載することが必要である。

【措置の状況】

受託者側に、休憩時間の交代要員を含めた従事者全員の氏名を記載するよう周知し、これを徹底するよう指導し、平成31年3月報告分から業務報告書の記載を改めさせ、その内容を確認しました。

19 主たる業務の再委託について〔歴史文化課〕

【指摘事項24】

駿府城跡天守台発掘調査見学施設運営業務のうち、駿府城タイムトラベルツアーの運営において、仕様書に記載された業務内容のすべてを、受託者ではなく別団体である第三者が実施していた。

契約書などは作成していないものの、業務履行の約束と対価の支払いがあることから、業務の再委託に該当すると考えられる。

業務の再委託については、原則禁止であるが、業務及び業務内容が主たる業務でないなどの条件を満たした場合に例外的に認められている。

しかし、本件については、タイムトラベルツアーの運営に係るすべての業務を再委託していることから、再委託された業務は「主たる業務」に該当すると考えられる。

以上より、本件は市のルール上禁止された、主たる業務の再委託に該当すると判断できる。

市は、委託業務内容や委託先について再度検討し、適正な契約履行の確保を図ることが必要である。

【措置の状況】

契約前に、本業務の実施にあたり、受託業者（特定非営利活動法人徳川みらい学会）と受託業者ではなく別団体である第三者（駿府ウェイブ）は、一つの事業体とみなすことができるとの説明を受託業者から受けていましたが、実態はそうになっていなかったことが今回判明しました。

このため平成31年度は契約方法を改め、駿府城タイムトラベルツアー運営と駿府城跡天守台発掘調査見学施設運営業務のそれぞれを適切に行うことができる別々の委託先へ分けて発注することとしました。

20 契約違反について [歴史文化課]

【指摘事項25】

駿府城跡天守台発掘調査見学施設運営業務の委託契約書第6条第2項には、「第三者に対し、委託業務の全部、若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。」と定められている。

しかし、駿府城タイムトラベルツアーの運営については、業務の実施を第三者に対し委託又は請け負わせていると考えられることから、委託契約書の条項に違反しているといえる。

市は、委託業務内容や委託契約書の記載内容について再度検討し、適正な契約履行の確保を図ることが必要である。

【措置の状況】

契約前に、本業務の実施にあたり、受託業者（特定非営利活動法人徳川みらい学会）と受託業者ではなく別団体である第三者（駿府ウェイブ）は、一つの事業体とみなすことができるとの説明を受託業者から受けていましたが、実態はそうになっていなかったことが今回判明しました。

このため平成31年度は契約方法を改め、駿府城タイムトラベルツアー運営と駿府城跡天守

台発掘調査見学施設運營業務のそれぞれを適切に行うことができる別々の委託先へ分けて発注することとしました。

21 委託契約締結前の確認不足について [歴史文化課]

【指摘事項26】

市が特定非営利活動法人徳川みらい学会に委託している駿府城タイムトラベルツアーの運営を、みらい学会は静岡案内人駿府ウェイブに実施させているが、駿府ウェイブがみらい学会の構成員であるとの認識の下、市はこれを問題ないとしていた。

しかし、実際には、駿府ウェイブはみらい学会の構成員ではなく、別団体であったため、業務の再委託や契約違反などの問題が生じている。

市は、このような状況になっていないかどうかについて、委託契約締結前の時点でよく確認のうえ、慎重に判断することが必要である。

【措置の状況】

契約前に、本業務の実施にあたり、受託業者（特定非営利活動法人徳川みらい学会）と受託業者ではなく別団体である第三者（駿府ウェイブ）は、一つの事業体とみなすことができるとの説明を受託業者から受けていましたが、実態はそうようになっていなかったことが今回判明しました。

このため、今後、今回と同様の業務が発生した場合には、業者を選定するに当たり、事業を実施できる団体であることを確認していくこととします。

22 一次避難地指定の解除に係る周知について [歴史文化課]

【指摘事項27】

歴史文化施設建設に向けて、平成30年7月13日に建物の解体工事が開始され、同日に地震緊急避難場所（一次避難地）の指定を解除しているが、看板の撤去やホームページの更新が適時に行われていなかった。

災害はいつ発生するか分からないものであるため、一次避難地の指定解除に伴う看板の撤去及びホームページの更新は即時に行うことが必要である。

【措置の状況】

旧青葉小（旧クリエイター支援センター）解体工事と、一次避難地の解除に伴う看板撤去は、所管課が別であることに加えて、看板が解体工事エリア外に設置されていたことなどから、指定解除日（平成30年7月13日）と看板の撤去日（平成30年11月6日）にずれが生じて

しました。

指摘を受けた一次避難地については、ホームページ上の一覧表から既に除外していますが、今後同様の工事を行う場合には、看板の撤去とホームページ上の情報の更新を適時に行うことができるよう、危機管理課と協議し、情報の共有方法等について見直しを行いました。

23 講師に対する報奨金単価の見直しについて [文化財課]

【指摘事項28】

市が文化財サポーター入門講座の外部講師への報償金として設定した1時間当たりの単価800円は、当時の静岡県の最低賃金である807円を下回っている。当該報奨金の法的性質について、市が講師と雇用契約を締結しているわけではないため、賃金ではない。しかしながら、市は、当該講師に対する報奨金の単価を算出するに際し、「パート（一般）」の「賃金」を基準にしている以上、基準の統一性の観点から、賃金を定めに従って遵守すべき法令である最低賃金法が定める基準を遵守することが必要である。

【措置の状況】

文化財サポーター入門講座の外部講師の報償費については、平成30年度の途中で見直しを行い、最低賃金法を遵守している市の「パートタイマー及び臨時職員基本賃金基準表」の職務区分である「一般事務補助」の時間給として定められた金額を単価として設定し、見直し後の単価で支払いました。

24 報償費に係る規程の整備について [文化財課]

【指摘事項29】

毎年、文化財サポーターの総数が増加していることから、今後、当該サポーターの活動の機会も増加することが予想される。これに伴い、文化財サポーターの活動に対し報償費を支出する機会も増加することが予想される。そして、当該報償費の支出が公費により賄われることを踏まえると、支出の合理性を担保しつつ、支出行為の透明化を図るべきである。

従って、市は、文化財サポーターの活動に対する報償費について、具体的な規程を整備し、支出の要件などを明確にすることが必要である。

【措置の状況】

当課の文化財サポーターの活動は、地域への参加を促すためのボランティア活動として実施していることから、当該活動は、原則として無償で実施するというのが基本的な考えです。

各事業を所管する課が、その事業の中で文化財サポーターを活用することが必要となり、

その際に無償では事業の実施に支障が生じると考える場合には、必要に応じ有償で実施することも考えられます。その場合には、支出の要件、金額等については、当該事業の内容、性質等を考慮し、個別具体的に定めるべきものであると考えることから、一般的な規程を設けるのではなく、各事業を所管する課において、支出に係る規程の整備も含め報償費の支出の方法について検討していくこととし、当課は、各事業を所管する課に対し適時助言を行っていきます。

25 事業に係る資料の紛失について [文化財課]

【指摘事項30】

市は、一般文化財保護・管理事業の旧和泉屋（お休み処）に係る資料の綴じられた簿冊を紛失していた。簿冊には実施した事業に係る複数の公文書が綴られていることから、簿冊の紛失に伴い複数の公文書が紛失していることになるため、現状、公文書の適正な保存を義務付ける静岡市公文書管理規則第8条に違反する状態が生じている。

従って、市は、紛失した簿冊の探索を継続したうえ、再発防止のため、紛失原因の究明に努めるとともに、簿冊の管理体制を見直すなど簿冊の管理を徹底するべきである。

【措置の状況】

紛失した旧和泉屋（お休み処）に係る資料の簿冊については、探索を継続しましたが、当該簿冊の発見には至りませんでした。当該簿冊の紛失の原因を確定的には特定することはできませんでしたが、職員への聴き取りの内容、簿冊が紛失した時期等を踏まえると、年度の切替え時期に、誤って他の文書と一緒に溶解文書として廃棄してしまった可能性が高いものと考えています。

今後は保管すべき公文書の誤廃棄をすることがないように、公文書の廃棄は必ず簿冊のラベルに記載された保存期間及び廃棄予定年度を確認した上で行うよう周知し、その徹底を図ることで適切な公文書の管理を実施していきます。

26 適切な事業評価の実施について [文化財課]

【指摘事項31】

一般文化財保護・管理事業において、市内に所在する国・県・市の指定・登録文化財を適正に管理するとともに顕彰すること、及び、指定文化財の調査などを行い、文化財保護意識を醸成するという事業目的を踏まえると、成果指標の実績値として把握すべき入館者数は、当該文化財と職務上の関係を有しない外部の見学者などに限定されるべきであり、市職員や

警備などの委託業者を含めずに集計することが必要である。

【措置の状況】

文化財施設の成果指標として使用する入館者数については、見学や施設管理など入館目的別に入館者全てをカウントしていましたが、令和元年度の集計より、市職員や警備などの管理のための関係者の入館数をカウントから除き、外部からの見学者のみを集計していきます。

27 適切な事業評価の実施について [文化財課]

【指摘事項32】

文化財資料館管理運営事業において、文化的価値のある資料を保管するとともに市民文化の向上及び文化財保護思想の普及を図るという事業目的を踏まえると、成果指標の実績値として把握すべき入館者数は、文化財資料館と職務上の関係を有しない外部の見学者などに限られるべきであり、文化財協会会員及び神社関係者のような、文化財資料館と職務上の関係を有する内部の関係者を含めずに集計することが必要である。

【措置の状況】

文化財資料館の成果指標として使用する入館者数については、入館目的別に全ての入館者をカウントしていましたが、令和元年度の集計より、文化財協会会員及び神社関係者など文化財資料館と職務上の関係を有する内部関係者の入館者をカウントから除き、資料館見学者や会議室利用者、講演会参加者など、施設の利用者数を集計していきます。

28 現物資産の備品台帳への登録について [文化財課]

【指摘事項33】

登呂博物館の備品台帳に登録すべき備品の登録漏れがあった。備品台帳への登録がなかった場合、紛失などがあったとしてもその事実が発見されないおそれがあるため、適切に備品台帳に登録し現物管理することが必要である。

【措置の状況】

指摘があった登呂博物館の備品の椅子3脚については、備品台帳に登録し、備品票の貼付を行いました。

開館時に設置した設備（展示ケース等）と同様に一体で購入し、備品登録がされていなかったことが原因であるため、今後は、設備と一体で購入した場合、備品に該当するものは個別に登録を行います。

また、年1回の備品チェックにより登録漏れを防ぐとともに、併せて剥がれてしまった備

品票の再貼付を行うなど、備品の適正な管理に努めていきます。

29 備品の単体登録について〔文化財課〕

【指摘事項34】

充電器とスマートフォン20台について、単体として使用、廃棄、修理が可能であるにもかかわらず、スマホ一式として登録することは、物品管理マニュアル3（2）に違反する。

したがって、当該「スマホ一式」として登録された充電器及びスマートフォン20台について、物品管理マニュアルに準拠して単体登録することが必要である。

なお、本件のように、便宜的に購入申請で予算が下りた一式で登録した場合には、可及的速やかに、物品管理マニュアルに準拠した登録方法に変更し、物品管理マニュアル違反の状態を是正することが必要である。

【措置の状況】

充電器とスマートフォン20台については、備品管理マニュアルに準拠して単体で備品登録しました。

今後は、担当者の備品管理マニュアルの理解を徹底し、速やかに単体登録を行うとともに、登録の誤りや漏れがないよう、複数の職員でダブルチェックを行っていきます。

30 適切な事業評価の開示について〔まちは劇場推進課〕

【指摘事項7】

静岡まつり開催補助金の事業評価において、開示されている情報の一部が昨年度の記載から更新されていなかった。事業評価の開示趣旨の一つとして、説明責任の確保が挙げられている。開示している数値や算定根拠が正しい記載でない場合、説明責任が十分に確保されているとは言い難いため、記載内容を十分に確認して開示することが必要である。

【措置の状況】

平成29年度の事業評価の記載内容は、正しい数値に修正しました。

今後の事業評価の開示にあたっては、複数人で繰り返し確認をするなど、記載内容を十分確認の上、行うこととします。

31 適切な事業評価の実施について〔まちは劇場推進課〕

【指摘事項19】

静岡市大規模イベントにおける経済波及効果等分析業務の事業目的は、「イベント事業の

見直しや効率化を図る」ことである。事業評価の成果指標は「報告書の納品」となっており、これだけでは「イベント事業の見直しや効率化を図る」ことにはならない。委託業務の成果は報告書の納品で確認できるといえるが、事業目的は達せられるとはいえない。入手した報告書を検討し、市としての方向性を見出すことに当該事業の意義があるといえ、この事業目的に対して適切な目標値を設定することが必要である。

【措置の状況】

経済波及効果等分析業務は、平成28年度及び平成29年度のみ実施した事業ですが、今後、同様の業務を行う際には、「イベント事業の見直しや効率化を図る」という事業目的に沿った適切な目標値を設定していきます。

32 報告書の納品時期の適切な設定について [まちは劇場推進課]

【指摘事項20】

静岡市大規模イベントにおける経済波及効果等分析業務において、静岡まつりについては、仕様書において報告書提出期限を早めに設定すれば早い段階での報告書の入手が可能であったといえる。当該業務の目的が「イベント事業の見直しや効率化を図る」ことにあり、報告書の入手後、その内容を検討し今後の事業運営に活かすためには静岡まつりについて大道芸ワールドカップと同じ時期での報告書納品は適切であったとは言い難い。今後同様の業務を行う際には、業務目的が遂行されるように納品時期を設定することが必要である。

【措置の状況】

静岡まつりは4月、大道芸ワールドカップは11月に開催されるイベントであり、両イベントの報告書の納品がともに3月末となりましたが、静岡まつりについては、次年度の事業運営に活かすためには、本来は8月頃の納品が適切であったと考えます。

経済波及効果等分析業務は、平成28年度及び平成29年度のみ実施した事業ですが、今後、同様の業務を行う際には、イベント事業の検証に速やかに取りかけられるよう、適切な納期を設定します。

33 適切な検収の実施について [まちは劇場推進課]

【指摘事項21】

静岡市大規模イベントにおける経済波及効果等分析業務における費用便益効果の数値は、イベント事業の効果を把握するための重要な数値である。前提となる数値の把握には専門的な知識が必要であるが、費用便益比率の計算チェックは報告書に記載の数値から簡単に検証

することができる。その数値に誤りがある状態では、委託先から受領した報告書の数値検証を適切に実施していないといえる。適切な事業の検収を行うことが必要である。

【措置の状況】

誤記載があった部分を含めて委託業者に再度報告書の内容の確認をさせ、報告書冊子に記載された数値を全て正しい数値に修正させました。また、修正後の報告書は、所管課にて再度確認を行いました。

経済波及効果等分析業務は、平成28年度及び平成29年度のみ実施した事業ですが、今後事業を実施する際は、数値検証のための時間をより多く確保し、丁寧な検収を行います。

34 事業目的の遂行について [まちは劇場推進課]

【指摘事項22】

静岡市大規模イベントにおける経済波及効果等分析業務の最終的な目的は「イベント事業の見直しや効率化を図る」ことにあるが、検討が行われたことが分かる資料が作成されていない状況である。速やかに目的を達成させることが必要である。

【措置の状況】

当業務の分析結果をもとに、平成31年度に向け、イベント主催者である実行委員会とともに、検討・実行しています。

具体的には、季節ごとにイベントをパッケージ化し、効果的な情報発信を行うことで、県外からの来場者を増やす取組を行います。また、夜間開催のイベントを企画するなど、来場者の滞在時間を増やすことで、市内産業への生産誘発効果を高め、費用対効果をさらに向上させる仕掛けづくりを行います。

このような取組により、イベント事業の見直しや効率化を図っていきます。

35 「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」の日付について [文化振興課]

【指摘事項35】

静岡市民文化会館管理運営業務において、当該誓約書について、指定管理業務の第三者委託開始時点である平成29年4月1日において確認すべきところ、実際に委託業者が記入した平成29年4月2日付、平成29年5月2日付で提出されているものがあつた。市においては、当該誓約書を含む一式の報告書を平成29年4月1日付で供覧しているが、その時点では書類がすべて揃っていなかった状況と考えられる。市は、第三者委託開始時点で書類を提出させることが必要である。

【措置の状況】

再発防止策として、指定管理者の代表企業に対し「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」は、第三者委託の開始時点で提出するものであることを指導し、JV企業の構成員にも周知するよう指示しました。また、書類の提出時に、日付を含む記載内容に誤りがないかをチェックリストなどを活用して確認するよう指示しました。

さらに、指定管理者（代表企業、構成員）と市との定例会議の中で改めて指導するとともに、他の所管施設においても、同様の事案が発生しないよう情報共有を行いました

今後、市から指定管理者へ継続して注意喚起を行うとともに、当課として、指定管理者から提出された書類の日付や内容等について、チェックする点をチェックリストなどで可視化し、確認漏れのないよう対応します。

36 「暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書」の提出先について [文化振興課]

【指摘事項36】

静岡市民文化会館管理運営業務において、当該誓約書について、本来指定管理者宛てで提出されるべきだが、一部、市宛てに提出されているものがあつた。平成29年度より提出先が市から指定管理者に変更になったが、指定管理者に十分に周知されていなかったとのことである。提出先変更は、市宛てで提出されている誓約書原本を、指定管理者が保管している状況を解消するためになされたものであり、指定管理者にルールを周知徹底し、適切な宛先に提出させることが必要である。

【措置の状況】

指定管理者の代表企業へ、誓約書兼同意書は指定管理者に提出されるべきものであることを周知し、指定管理者宛てで提出させるよう指導し、JV企業の構成員にも周知するよう指示しました。また、指定管理者（代表企業、構成員）と市との定例会議の中で改めて指導しました。さらに、他の所管施設においても、同様の事案が発生しないよう情報共有を行いました。

今後、市から指定管理者へ継続して注意喚起を行うとともに、当課として、指定管理者から提出された書類の日付や内容等のチェックを徹底します。

37 重要備品処分時の適切な確認について [文化振興課]

【指摘事項37】

静岡音楽館において、コンサートグランドピアノの買い替えに際し、古いピアノの処分方

法として、下取りや査定などを実施せずに、運搬業者に無償引き取りを委託した。しかし、当該ピアノの新品価格は一般的に2,000万円を超え、中古市場も存在する。このような高額な重要備品については、下取り査定などを実施したうえで、適切な価格にて処分する方法を検討すべきであり、市の財産を無駄に流出させないように留意することが必要である。

【措置の状況】

今回処分したコンサートグランドピアノは、ピアノ保守点検業者及び正規販売代理店立会いのもと「消耗部品の修理交換をした場合においても、楽器としては十分な修理効果が見込まれない状態である」との指摘を受けておりました。このため、ピアノ本来の機能を果たさないものであると判断し、市における備品管理の内部手続を確認した後、正規販売代理店による無償引き取りを実施しました。

今後、高額な重要物品を処分する際には、監査人からの指摘にあるように中古市場を確認し、下取り査定を依頼するなど処分に関する様々な方法を検討し、市の財産を無駄に流用させないよう実施していきます。

38 現物資産への備品票の貼付について [文化振興課]

【指摘事項38】

静岡音楽館において備品票が貼付されていない備品があった。備品台帳に登録されている備品は、台帳との対応関係が明確となるように備品票を貼付するなどの方法により現物管理をすることが必要である。

【措置の状況】

備品票の貼付漏れが指摘された備品については、即日備品票を作成し指定管理者に対し各備品に貼付するよう指示しました。また、指摘後、指定管理者より備品票を貼付した旨報告を受け、現地確認を実施しました。

新規で備品を購入した際は、指定管理者は所管課から備品票を受領後即座に備品へ貼付することになっているため、指定管理者に対し備品の管理方法を改めて周知するとともに、当課においても備品の管理の状況について適宜確認いたします。

39 備品の単体登録について [文化振興課]

【指摘事項39】

静岡音楽館において、セットで購入した備品について、備品台帳に一つの備品として登録されていた。物品管理マニュアルにおいて単体登録が原則とされており、単体での処分など

が可能な備品については、適切な管理のためにも単体で登録すべきである。あるいは、単体での登録が困難な場合においては、台帳上、備考欄に詳細な構成内容を記載するなどにより、適切に管理できる方法を検討することが必要である。

【措置の状況】

指摘のあった備品については、単体で再登録しました。

また、新規でセット備品を購入した際は、原則として単体で登録することを含めて、「物品管理マニュアル」を徹底することを課内で再度周知しました。

40 指定管理業務の執行状況の把握について [文化振興課]

【指摘事項40】

静岡市美術館管理運営事業において、民法上の組合という形式で実行委員会を立ち上げ、他の組合員から負担金を募り実施した指定管理業務について、市は指定管理者に帰属する部分の収支しか把握していない。実行委員会の状況を把握できる報告をさせることなどにより、指定管理業務全体の執行状況を適切に把握することが必要である。

また、「指定管理業務収支状況報告書」では、予算額と実績額の記載における前提条件が異なっており、計画どおりに予算が執行されているかについて金額の比較ができないおそれがあることから、その記載方法について適切なあり方を検討することが必要である。

【措置の状況】

静岡市美術館の「指定管理業務収支状況報告書」について、適切なあり方を検討した結果、本市が指定管理業務全体の執行状況を適切に把握するために、平成31年度の報告書より、展覧会実行委員会の収支を把握できるような記載に改めるよう指示しました。

これにより、予算額と実績額の記載における前提条件も統一されることとなり、計画どおりに予算が執行されているかについても比較できるようになります。

41 指定管理業務の履行確認について [文化振興課]

【指摘事項41】

静岡市美術館管理運営事業において、指定管理者から提出される「指定管理業務収支状況報告書」の予算と実績の乖離が明らかに大きく、差異理由を記載すべきと考えられるにもかかわらず、備考欄に差異の理由について記載がなかった。本来、本報告書は、指定管理業務が適切に執行されたかを確認するために提出させているものであり、市は適時適切に調査を行うことが必要である。

【措置の状況】

指定管理業務収支状況報告書の記載に不足があったため、指定管理者に対し差異理由を記載した報告書の再提出を指示し、提出を受けました。

収支状況報告書には、内容や予算と実績に差異がある場合は備考欄に理由などを記載するように表記してあるため、今後は指定管理者に提出書類の記載内容の確認を徹底するように指示するとともに、当課においてもチェックリストなどを活用し提出書類の確認を適切に行います。

42 現物資産への備品票の貼付について [文化振興課]

【指摘事項42】

芹沢銈介美術館において備品票が貼付されていない備品があった。備品台帳に登録されている備品は、台帳との対応関係が明確となるように備品票を貼付するなどの方法により現物管理することが必要である。

【措置の状況】

備品票の貼付漏れが指摘された備品については、備品票を貼付しました。

当該備品については、購入時に備品票を添付し平成29年度までは使用物品検査も適切に行われていました。しかし、貼付してあった場所の材質が備品票の貼付に幾分向かないものであり備品票が剥離したものと思われるため、指摘があった備品と同じ型の他の備品の備品票も合わせて、よりはがれにくい部分に貼付し直しました。

平成30年度の使用物品検査において、一部備品について備品票の貼付状況の確認を行わなかったことが貼付漏れに気がつかなかった原因と考えられます。今後は、「物品管理マニュアル」の確認を徹底し、貼付全備品の備品票の貼付状況の確認を適切に行うようにします。

43 施設カルテへの数値入力について [スポーツ振興課]

【指摘事項44】

体育館の「施設カルテ」の指定管理料が実際の支出と88,925千円相違している。これは、決算金額で作成すべき施設カルテを積算金額で作成したこと及び担当者の配分計算誤りによるものである。施設カルテは施設の継続、改善、用途廃止、施設廃止を検討することに使用する重要な情報であるため、正確な数値入力を行うよう課内にて十分チェックすることが必要である。

【措置の状況】

施設カルテに記載された指定管理料が、実際に支出した金額ではなく積算金額となったのは、施設カルテを作成するためにデータを引用した「公共施設実態調査」に誤った金額が入力されていたことが原因でしたので、今後、この調査に入力した数値の確認については、複数人で行います。

また、施設カルテについては、決算金額で計算し直したものを作成し、令和元年8月28日にホームページで公開されている施設カルテを修正しました。

44 施設カルテにおける費用配分について [スポーツ振興課]

【指摘事項45】

アセットマネジメントに使用する、施設カルテの入力欄における注意書きでは、指定管理料は施設の面積で、市職員人件費については人工を基に配分することが記載されている。しかし、平成30年に市ホームページで公表された施設カルテでは、中央・南部・長田・東部体育館及び清水・西ヶ谷総合運動場で同額の指定管理料が計上されている。また、北部体育館は0千円となっている。加えて、市職員人件費についてもすべての施設において1,500千円が計上されている。

指定管理者及び市職員が提供する用益は、利用者数や面積が各施設で異なるため、実際の用益の消費を反映した配分をし、施設の継続、改善、用途廃止、施設廃止を適切に検討できるようにすることが必要である。

【措置の状況】

施設カルテに記載された指定管理料と市職員人件費が正しく反映されなかったのは、施設カルテを作成するためにデータを引用した「公共施設実態調査」に誤った金額が入力されていたことが原因でした。指定管理料の数値を各館の決算額を基に按分した数値に修正し、今後、この調査に入力した数値の確認については、複数人で行います。

また、施設カルテについては、決算金額で計算し直したものを作成し、令和元年8月28日にホームページで公開されている施設カルテを修正しました。

なお、市職員人件費については、1施設に係る事務処理は同程度であり、利用者数や施設面積による按分方法では必ずしも適当ではないと考えていることから、1施設0.1875人工として計算した数値でそのまま計上します。

45 現物資産への備品票の貼付について [スポーツ振興課]

【指摘事項46】

中央体育館及びトレセンにおいて備品票が貼付されていない備品があった。備品台帳に登録されている備品は、台帳との対応関係が明確となるように備品票を貼付するなどの方法により現物管理することが必要である。

なお、備品票を貼付することが困難な場合は、直接ペンで記入する、キーホルダーを付けるなどの代替的な方法が考えられる。

【措置の状況】

備品票が貼付されていなかったスクワットラック外3備品については、備品票を直ちに貼付しました。

今後、新規に購入する備品については、備品票の貼付を徹底するとともに、備品検査時には、備品票がはがれている等の可能性もあることから複数人で確認します。

46 参考見積書の徴取について [スポーツ振興課]

【指摘事項47】

清水駅東口クライミング場保守点検業務委託について、市は設置業者以外では適正な点検ができないとし、設置業者からしか参考見積を徴取していない。

そして、単独随意契約で委託する業者の参考見積書を基に積算し、予定価格はその見積金額となっている。結果として、参考見積の金額と実際の委託金額は一致している。このような状況では、予定価格の秘密保持と委託金額の妥当性が確保されているとは判断しかねる。

クライミングは比較的危険を伴うスポーツであり、安心安全の観点から、施工業者に保守管理を単独随意契約で委託することには合理性がある。

しかし、適時に参考見積書を2人以上から徴取することなどにより、予定価格の秘密保持と委託金額の妥当性確保を図ることが必要である。

【措置の状況】

清水駅東口クライミング場保守点検委託業務について、危険を伴う競技施設は、安全性の保持が大前提であり、施設の点検をするためには専門的な知識、経験が必要です。当施設は平成30年度に全パネル交換を実施しており、国内でパネルの製造を行っているのは設置業者のみであり、設置業者以外では適正な点検ができないことから他者からの見積徴取ができない状況のため、2社からの見積徴取を行わず市独自の積算を行うことにより、予定価格を決定し秘密保持と委託金額の妥当性確保を図ります。

47 適切な事業評価の実施について [スポーツ交流課]

【指摘事項48】

成果指標は事業の目的を達成したかを測る指標であるが、ラグビーワールドカップ合宿等誘致事業の成果指標は、事業目的を達成したことを測定する指標とはなっていない。例え委員会での活動であったとしても、その事業の実施が市民のラグビー熱、認知度の向上や合宿誘致活動という事業目的の達成になっているかを測る成果指標を設定することが必要である。

【措置の状況】

ラグビーワールドカップ合宿等誘致事業の目的は、市民のラグビー熱及び認知度の向上並びに国内外への本市の魅力発信を図るというものであるため、当該事業については、「機運醸成イベント等件数」、「公認キャンプの受入れによる交流事業及び情報発信の件数」、「ファンゾーン来場者数」を成果指標に設定しました。

48 「公の施設に関する使用料の設定基準」の見直しについて [日本平動物園]

【指摘事項49】

市の定める「公の施設に関する使用料の設定基準」では、日本平動物園は「公費負担25・受益者負担75」の施設として分類されている。しかし、実際の受益者負担は50程度であり、基準より低くなっている。基準においては、市場性について「相当の収益性があり施設の使用料をもって管理運営費を賄うことができる施設」と分類されているが、実際は他の動物園施設とのバランスなどから入園料の引き上げは難しい状況であり、施設の使用料をもって管理運営費を賄うことができるとは言い難い。市場性を「収益性が低く施設の使用料だけでは管理運営費を賄うことが困難な施設」と分類を見直すことも含めて公費負担のあり方について検討することが必要である。

【措置の状況】

「公の施設に関する使用料の設定基準」では、周辺自治体の類似施設より高額となり、利用率の低下を招く恐れがある場合には、使用料を基準より低額なものとして設定することを許容しており、実際に、当園では、全国の動物園の入園料を踏まえた金額を入園料として設定しています。

直近の5年間の実績では、受益者負担率は概ね50程度で推移していますが、当園の運営にはまだ改善の余地があるものと認識しており、分類の見直しという方向ではなく、動物園の魅力の向上を図り、来園者数の増加を実現することによって、受益者負担率を「公の施設に

関する使用料の設定基準」で定められた基準に近づけるよう努めていきます。

49 適切な委託料の積算について〔日本平動物園〕

【指摘事項50】

日本平動物園では、入園料徴収業務及び園内管理業務について、一般財団法人静岡市動物園協会に委託している。委託料の積算においては、人件費（A）に一定率を乗じ経費（B）を算出し、（A+B）に一定率を乗じ一般管理費を算出している。人件費（A）の内訳には、福利厚生費、退職引当金及び法定福利費が含まれているが、人件費と別に算出される経費の内訳には福利厚生費が、一般管理費の内訳には退職引当金及び法定福利費が想定されている。つまり、福利厚生費、退職引当金及び法定福利費が二重計上されている状況である。委託料の積算に当たっては、人件費（A）は基本給・手当・賞与のみとし、委託料が適切に積算されるよう改善することが必要である。

【措置の状況】

指摘を受けた指定管理料の積算の方法の一部を参考にした園独自の委託料の積算の方法は、福利厚生費、退職引当金及び法定福利費を二重計上した上で一定の計数を乗じて重複した分の金額を調整するという不明確なものでしたので、平成31年度の委託料の積算については、人件費にこれらの費用を含めないよう積算方法を改めました。

50 動物の備品台帳への誤登録について〔日本平動物園〕

【指摘事項51】

日本平動物園では、市の備品管理システムに関しては重要備品に該当する100万円以上の動物が対象となるところ、平成29年度に購入により取得した動物について、実際には重要備品に該当しない100万円未満の動物も登録されていた。担当課内でルールを周知徹底し、ルールに従って台帳管理をすることが必要である。

【措置の状況】

平成30年度末に備品台帳を再確認し、重要備品に該当しない備品については、削除処理を行いました。指摘を受けた備品に登録誤りがあったのは、担当係の職員が重要備品の登録の基準を誤って理解していたことが原因であったことから、備品登録の基準及び事務手続について、他の係も含めて周知し、その徹底を図りました。

51 動物の備品台帳からの削除漏れについて [日本平動物園]

【指摘事項52】

日本平動物園において、平成30年6月に死んだキリンが備品台帳に登録されたままであった。担当課の理解不足により、備品システム上で除却申請をしていなかったことが原因とのことである。特に登録対象となる動物は市の重要備品であり、担当課内で業務フローを周知確認し、適時適切に台帳管理を行うことが必要である。

【措置の状況】

備品管理システムから指摘を受けた備品を削除しました。

指摘を受けた備品に備品台帳からの削除漏れがあったのは、担当係の職員が事業決裁上の処理をしたことで事務手続が終了したと勘違いし、備品システム上の除却処理をしていなかったことが原因だったことから、備品管理に係る事務手続について、他の係も含めて周知し、その徹底を図りました。

52 現物資産への備品票の貼付について [日本平動物園]

【指摘事項53】

日本平動物園において備品票が貼付されていない備品があった。備品台帳に登録されている備品は、台帳との対応関係が明確となるように備品票を貼付するなどの方法により現物管理することが必要である。

【措置の状況】

全備品についてその現物を確認し、備品票の貼付が漏れていた備品に対し備品票を貼付しました。

備品票の貼付漏れがあったのは、担当職員が貼付を失念していたことが原因だったことから、再発防止のため、園内の職員に対し、備品票を受け取った後は速やかに対象となる備品に貼付することを周知し、その徹底を図りました。

53 現物資産の備品台帳への登録について [日本平動物園]

【指摘事項54】

日本平動物園において備品票が貼付されているものの、備品台帳に登録されていない備品があった。担当者が登録不要と勘違いしていたことが理由であるが、管理ルールについては担当課内で周知徹底し、管理すべき備品については、適切に備品台帳に登録し現物管理することが必要である。

【措置の状況】

全備品についてその現物を確認し、登録が漏れていた備品を備品台帳に登録しました。

指摘を受けた備品について備品台帳への登録漏れがあったのは、担当係の職員が当該備品について備品台帳への登録が不要であると勘違いしていたことが原因であったことから、備品管理に係る事務手続について、他の係も含めて周知し、その徹底を図りました。